

佐伯市職員の懲戒処分について

次のとおり、職員の懲戒処分を行ったので、「佐伯市職員の懲戒処分の公表に関する基準」により、お知らせします。

1 被処分者及び処分量定

所属	補職名	年齢	性別	処分量定
農業委員会事務局 庶務係	局長補佐兼 総括主幹	56	男	免職

2 懲戒処分を行った日

令和8年5月8日（金）

3 事案の概要

令和8年5月1日（金）午後6時から友人たちと市内の居酒屋及びスナックで飲酒し、午後11時過ぎに解散した。その後、自家用車を駐車していた駐車場へ行き、代行運転業者を1時間ほど待っていたが、翌5月2日未明に持っていたお茶がなくなり、飲み物を求めてコンビニエンスストアへ自家用車を運転し移動していたところ、佐伯教育市民ホール「まな美」付近の国道217号歩道のガードパイプを損傷する物損事故を起こした。事故現場へ来た警察官へ飲酒していることを自己申告し、アルコール検知を受けたところ、呼気中のアルコール濃度0.47 mg/l（本人申告）が検出され、酒気帯び運転として検挙された。

4 処分の理由

この度の職員が行った行為は道路交通法及び地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反するものであることから、同法第29条第1項第1号及び第3号に規定する懲戒事由に該当するものである。

5 今後の対応

今後は、全職員に対し事案の周知を図り、交通法規の遵守、安全運転の励行、綱紀粛正を再度徹底し、飲酒運転の撲滅及び市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。